

障害福祉サービス・障害児通所支援をご利用の方へ

計画相談支援のしおり

～サービス等利用計画・障害児支援利用計画とは～



茅ヶ崎市障がい福祉課

Tel.0467-81-7160（直通）

①サービス等利用計画・障害児支援利用計画とは？

障害福祉サービス、障害児通所支援をご利用される全ての方が、より効果的に安心して必要なサービスを利用することができるよう「計画相談支援」「障害児相談支援」サービスがあります。

市の指定を受けた相談支援事業所が次の支援を行います。

- ①生活や仕事、趣味、家族との関係等の現在の状況と、これからのご希望をふまえて計画（サービス等利用計画・障害児支援利用計画）を作成します。
- ②計画に沿ったサービスを提供するため、ご本人と関わる支援機関と連絡調整します。
- ③計画に沿ったサービスがご本人にとって効果的に提供されているか定期的に確認し、必要に応じて計画を見直します。
(モニタリングといいます。)

②計画相談支援・障害児相談支援の対象者は？

障害福祉サービス（介護給付、訓練等給付）、障害児通所給付を利用する全ての方が対象です。

(移動支援、日中一時支援、地域活動支援センター等、地域生活支援事業のみ利用されている方は対象外です。)

③サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作る人

相談支援事業所の相談支援専門員が作ります。隣のページの事業所一覧から事業所をお選びください。また、サービス等利用計画、障害児支援利用計画はご本人やご家族で作成することも可能です。(セルフプランといいます。)

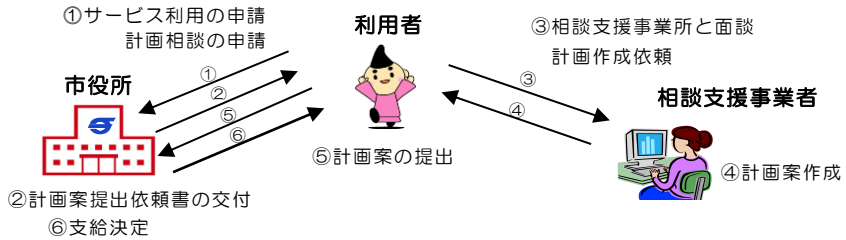
④利用料について

利用料は無料です。

⑤指定特定相談・指定障害児相談支援事業者一覧

施設名	住所	電話	者	児
障害者生活支援センター	新栄町13-44 (茅ヶ崎市社会福祉協議会内)	0467-85-5520	○	○
生活相談室とれいん	元町4-26 竹内ビル102	0467-84-0562	○	○
地域生活支援センター元町の家	元町16-3	0467-82-1685	○	○
相談支援センターつみき	松が丘2-8-51 (つつじ学園内)	0467-84-5220		○
特定相談支援事業所 水平線	芹沢786	0467-54-5424	○	
特定相談支援事業所 入道雲	芹沢786	0467-54-5424	○	
障害児相談支援事業所 児童発達支援センター うーたん	元町4-26 竹内ビル102	070-7431-8867 070-7431-8868		○
ひざしの丘相談室	堤4289-3	0467-53-2022	○	
特定相談支援事業所ちがさきの木魂 ^{こだま}	松が丘1-6-35	0467-58-0700	○	
特定相談支援事業所 萩園ケアセンター	萩園1215-4	0467-88-7511	○	
青い鳥	幸町19-23	080-8056-4352	○	○
ここぶれ	松尾7-1 青木ハイツ301	0467-81-5152	○	○
おうるの木 茅ヶ崎	円蔵2-8-75	0467-55-9572		○
相談支援事業所オール・ベクトル	東海岸北4-14-38	090-8708-2400	○	○
びよん	香川3-21-25-5	0467-52-7316		○
ホワイトクローバー	矢畑1442-5	080-3316-1078	○	○
相談支援事業所めおん	南湖6-9-25	090-2569-3765	○	○
相談支援事業所 唯心 ^{ゆい}	共恵1丁目3-24 ウイステリア茅ヶ崎103	090-5390-2454	○	○
特定相談ココレ	香川1-26-3	050-5879-9729	○	
相談支援センターMIX ^{みっくす}	香川6-21-20	080-5019-1258	○	○
相談支援事業所みらまーる	東海岸北2丁目9番50号	0467-57-3509	○	○
エスコートパートナー・みんくる	東海岸北3丁目13-28	080-4398-0071	○	○

⑥ 計画作成のながれ



⑦ よくあるお問い合わせ

Q：セルフプランとはどんなもの？

A：指定特定・指定障害児相談支援事業者以外の方が作成する計画です。「指定特定・障害児相談支援事業者以外の方」については、基本的には制限はなく、本人や家族、支援者等が作成したものを想定しています。様式については、国が定めた必要項目を含めたものを、茅ヶ崎市版として使用しています。

Q：相談支援事業所とは？どの相談支援事業所がよいの？

A：相談支援事業所とは、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成する事業所です。市内では、現在⑤の一覧の事業者となります。事業所の計画作成状況により、すぐに作成できない場合もあります。直接事業所へご相談ください。

Q：セルフプランを作成したいけど書き方がわからない時は？

A：セルフプランは、本人の気持ちや現状を十分に反映し、サービス内容に結び付けていくために、将来希望する内容（長期目標）や利用する方が取り組めること（短期目標）や、現在の生活状況や困っている事などを踏まえて作成していくものです。障がい福祉課や、各相談支援事業所でも書き方の相談に応じております。